

平成30年度 第21回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成31年3月15日（金） 午後3時から3時35分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久
委員 小松哲也
委員 中本久美子
- 2 事務局職員 事務局長 今岡誠一 次長兼任用課長 山添久
給与課長 吉野一朗 係長 毎野卓実
係長 湯ノ口修 係長 高多孝典
- 3 傍聴者 5名

四 議 題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 職員の採用選考について

議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（学芸員）

議案第4号 人事委員会定めの一部改正について（臨時的任用職員取扱要綱）

議案第5号 人事委員会定めの新設について（任期付職員の在職者調整）

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号、4号及び5号は公開、議案第1号及び2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

選考により採用する職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由等

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
学芸員 (美術担当)	1名	・県立博物館美術振興課において、美術担当の学芸員が今年度3月末で1名退職することとなった。通常業務（近世美術を中心とした日本画や仏教美術に関する美術資料の調査研究等）に加え、県立美術館整備に向けた業務を積極的に進める

		<p>必要があるため、年度中途ではあるが、学芸員（美術担当）を採用する必要があるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、今回採用する職員は、美術及び美術史についての専門的な知識を研究する能力が必要であり、職務内容の特殊性からも教育委員会において適材を選考しようとするもの。 ・なお、このような能力を有する者は、大学新卒者以外にも大学院や博物館などの研究施設において、非常勤職員などの身分で研究活動に取り組んでいる者が多数おり、年度中途の募集でも十分に人材が確保できるものと見込まれる。
--	--	---

2 採用予定日

平成31年（2019年）7月1日

3 選定方法

教育委員会において選考を実施。

(1) 試験内容

ア 第1次試験

論文審査：これまでの研究業績等に関する論文審査（受験申込時に提出）

イ 第2次試験

論文試験：鳥取県立博物館職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験

人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和54年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許

大学又は大学院で、美学又は美術史学を専攻し卒業（修了）し、博物館法第5条に規定する学芸員資格を有する、または平成31年（2019年）6月30日までに取得する見込みの人。

(3) 試験実施スケジュール（予定）

- 3月18日（月） 募集開始
- 5月9日（木） 第1次試験（論文）提出期限
- 5月30日（木） 第1次試験合格発表
- 6月7日（金） 第2次試験
- 6月14日（金） 第2次試験合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第4号

人事委員会定め（臨時的任用職員取扱要綱）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する定め の名称

臨時的任用職員取扱要綱（昭和 41 年 3 月 22 日付発鳥人委秘第 1 号鳥取県人事委員会委員長通知）

2 改正の概要

このたび教育委員会より、人事委員会が定めている臨時的任用職員取扱要綱の規定により、常勤講師について再度の任用を行う際に空白期間を設けているため、期末手当及び勤勉手当の期間率が低くなり職員に不利益が生じていること、また本来勤務すべき日に勤務できず学校運営上も支障があることから、別添のとおり当該規定について廃止を求める依頼があったところ。

これを受け、当委員会としても、このたび教育委員会から示された常勤講師の臨時的任用にあたっての取扱いが、総務省が示す臨時的任用にあたっての考え方へ適合するものと判断できるため、当該規定を改正し、再度の臨時的任用にあたって空白期間の設定を求めないこととしようとするもの。

3 改正の内容

(1) 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>略</p> <p>1 任用は、各任命権者が任用規則第 9 条の規定により人事委員会の承認を得て<u>行い</u>、辞令書を交付するものとする。ただし、同条本文後段の規定に基づく場合並びに権限委任規則第 3 条第 1 号の規定に基づく場合においては承認を要しない。</p> <p>2 任用の期間は、6 月を<u>超えない</u>期間とする。</p> <p>3 任用は、任用規則第 10 条の規定により 6 月を<u>超えない</u>期間で更新することができるが再度更新することはできない。</p> <p>(削除)</p> <p>4 <u>臨時的任用職員の任用に当たっては、当該任用しようとする職が当該年度において新たに設置された職と位置付けられるものであって、適切な募集及び客観的な能力実証が行われなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>二～九 略</p> <p>十 施行年月日</p> <p>略</p> <p><u>この取扱要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施</u></p>	<p>略</p> <p>一 任用</p> <p>任用規則第 9 条及び第 10 条並びに職員の任用に関する権限の委任に関する規則（以下「権限委任規則」という。）第 3 条第 1 号の規定に基づく臨時的任用（以下「任用」という。）については、次に定めるところによる。</p> <p>1 任用は、各任命権者が任用規則第 9 条の規定により人事委員会の承認を得て<u>行ない</u>、辞令書を交付するものとする。ただし、同条本文後段の規定に基づく場合並びに権限委任規則第 3 条第 1 号の規定に基づく場合においては承認を要しない。</p> <p>2 任用の期間は、6 月を<u>こえない</u>期間とする。</p> <p>3 任用は、任用規則第 10 条の規定により 6 月を<u>こえない</u>期間で更新することができるが再度更新することはできない。</p> <p>4 <u>前記 2 及び 3 の任用の期間には、県の機関等において任用された期間を通算するものとする。</u></p> <p>5 <u>かつて臨時的任用職員であった者の任用は、行なわないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合においては、直近の任用期間満了後 2 月以上を経過しているときにかぎり任用することができる。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>二～九 略</p> <p>十 施行年月日</p> <p>略</p>

行する。	
------	--

(2) 以下の様式について下線で示すように改正する。

様式第 1

臨 時 的 任 用 報 告 書

						番 年	月	号 日
人事委員会事務局長						様		
						任命権者		印
下記のとおり臨時的任用を行つたので報告します。								
所属部課	職の名称	給与	氏 名	臨時的任用 の 期 間	臨時的任用を必 要とする理由	その他		
以下略								

4 施行日（適用日）

平成 3 1 年 4 月 1 日

【質疑等】

委 員：昨年の県議会でも質問があつて、これまでいろいろ議論した問題である。

委 員：職員に対しての不利益を是正するという観点と、学校経営においても生徒児童に関わるという面でも有効だということなので、それが総務省通知の要件の整理によって可能となったことは前進だと思つて、しっかりと各関係所に通達していくことが大事ではないか。

委 員：これは必ずしも完璧ではないが、委員が言われたように前進ということで、これからは我々は責任ということで見守っていかないといけないし、とりあえずこれで前進ということによいと思う。よろしく願ひする。

◇議案第 5 号

人事委員会定め（任期付職員の在職者調整）の新設について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次のとおり定めを新設しようとするもの。

1 新設する定め of 名称

平成 3 1 年改正給与条例附則第 2 項に基づく調整について

2 概要

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成31年鳥取県条例第7号。以下「改正条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き任期付職員である者の平成31年4月1日における号給について、その者が施行日に新たに職員となったものとして改正条例の規定を適用した場合に得られる号給がその者の施行日における号給より有利となるときは、当該有利となる号給とすることができる。

3 施行日等

施行日は議決日とする。

六 次回人事委員会の開催

平成31年3月22日（金）午後3時から開催することとした。